事　務　連　絡
令和２年７月６日

建設工事登録業者

建設コンサルタント業務等登録業者　各位

技術管理課長

電子成果品の提出部数について

みだしのことについて、下記の通り変更しましたのでお知らせします。

記

１　変更理由

工事及び業務の関係書類簡素化のため。

２　変更内容

電子成果品の提出部数を２部から１部に変更する。

３　留意事項

契約済の工事及び業務等であっても受発注者協議により電子成果品提出部数１部とすることができることとします。

【問合せ先】
工事・会計管理部技術管理課
TEL 20-5172